

ろうと語り、10%引上げは、初年度で29億ドル以上の経費を必要とし、財源調達の困難さを説明した。

しかし共和党の主だった議員等は、10%引上げはインフレ対策としては失敗であったと語り、とくに引上げ時期が遅れれば、その間に生活費はどんどん上昇してしまうと語った。下院院内総務の Gerald R. Ford (共和党ミシガン州選出) は、10%引上げは少なくとも1970年1月1日より実施するよう要求した。これは下院共和党政策委員会委員長の John J. Rhodes (アリゾナ州選出(歳入委員会の共和党議員 Johon W. Byrnes (ウィスコンシン州選出) によって支持され、Byrnes は10%引上げを1970年1月1日より実施することの法案 (H.R.14081) を提出した。

これらの見解の裏付けとしてはインフレーションの増進ぶりがあげられている。1967年社会保障改正法は1968年2月に発効したが、1968年2月から1969年8月までに消費者物価指数CPIは生活費の変動を入れて 8.2% 上昇した。1969年1月～8月までの物価は 6% 上昇した。政府は1969年の残余月の物価上昇

率を 4.5% から 5% に引下げ、1970年3月までに 4% から 4.5% に引下げることを望んでいる。このことからみて CPI は 1968年2月から 1970年4月初までに約 10.8% 上ることになる。かくて政府案では、引上げチェックが受給者に受けとられる前に CPI の上昇が先行することになる。もし 1969年8月までの CPI 6% が続くならば、10% 引上げ案とははるかに差がつくことであろう。ある者は国民所得の公平な分配には 15% 以上の社会保障

給付引上げが必要だといふ。

Jacob H. Gilbert (民主党・ニューヨーク州選出) 下院議員は 1970年1月の 10% 引上げに始まり 4 年間で 50% 引上げるよう提案した。今後の法案審議で政府がいかに修正されるかが興味深い。

*Congressional Quarterly Weekly Report,
U. S. News and world Report, New York
Times Weekly Review.*

(藤田貴恵子 国立国会図書館)

西ドイツの社会保障改正



西ドイツでは総選挙前(69年6～7月)に各種の法律が可決成立したが、そのなかには「第3次年金保険改正法」Das 3. Renten-versicherungs-Anderungsgesetz と「疾病時の労働報酬継続支給および疾病保険の法規の改正に関する法律」Das Gesetz über die Fortzahlung

des Arbeitsentgelts in Krankheitsfalle und über Änderungen des Rechts der gesetzlichen Krankenversicherung があり、年金保険および疾病保険がかなり大幅に改正された。年金保険の改正は財政および立法に関するものであり、また疾病保険の改正は、加入限度報

酬額、年金受給者疾病保険における金庫の管轄および年金受給権者の保険料免除に関するものである。改正の概要は次のとおりである。

年金保険の改正

第3次年金保険改正法は、すでに1966年9月に政府法案として連邦議会に提出されていたものである。この法律の主目的は財政方式の改正である。

年金保険財政方式の改善

第3次年金保険改正法は、(1)年金成熟による労働者年金保険および職員保険の負担の共同財源調達、(2)両保険部門間の財政調整、(3)労働者年金保険部門内での20の保険者による費用負担、および(4)両保険部門の財産の流動性について規定している。規定の具体的な内容はおよそ次のとおりである。

(1) 年金成熟によって年金受給者数は、1976年までに被保険者数に比べて10%ほど多くなる。これによって生ずる負担は、保険料の引上げおよび積立金規定の改正によって賄う。すなわち、①従来の保険技術的な収支均

衡をやめて、その代わりに15年間について年間の見積りを立てる、②積立金は、大部分を流動性準備金 Liquiditätsreserve として当てるための額に限り、3か月分の支出相当額とする、③将来、積立財産と管理財産を区別する、④すでに1970年については労働報酬の17%と決められている保険料を73年には18%に引上げる。

(2) 職員数の増加に対して労働者数の停滞、減少の結果、職員保険に比べて労働者年金保険の年金負担が著しく増大している。したがって、労働者年金保険の積立金が2か月分の支出しかカバーできないのに対して、職員保険のそれは少なくとも4か月分の支出をカバーできる場合には、両保険間の財政調整を行なう。現在の予測では、財政調整が行なわれるのは早くとも1972年である。このような方法で、労働者年金保険がつねに2か月分の支出額に相当する最低積立金を確保し得るようにする。

(3) 個々の保険機関で生じた赤字を労働者年金保険の内部で分担する(赤字分担方式)。この場合、財産額がもっとも大きい保険機関

から分担していく。これにより、20の保険機関の支出額に対する財産額のいっそうの平均化を行なう。

(4) 1.5か月分の支出額に相当する流動性準備金を運営資金とは別に設ける。この流動性準備金が満額にならない限り、他の形態での財産は設けることができない。また、連邦政府および連邦銀行は、景気または通貨政策的観点から、積立金の一定部分を連邦銀行に預託することを要求することができる。流動性準備金を満額にすることのできない保険者があるときには、他の保険者はそれに応じて、より高い流動資金を積み立てなければならぬ。

この義務は、まず職員保険庁に課する。万一家には、すべての保険者は、相互に貸付けを行なうかまたは現金と引替えに財産の一部を受取ることを義務づける。これによって、景気後退などで保険料収入が減少した場合でも、今までのように要求に応じて連邦補助を行なうということなしに、年金支払のための十分な流動資金が用立てられるようにする。

このような収入の引上げ、積立金の引下げおよび財産の流動性の引上げによって、向う15年間の予測される年金成熟期における年金保険の財源確保がはかられようとしている。

議会任期中の年金立法の決定

第3次年金保険改正法は議会任期中に立法すべきものとして、年金保険の適用範囲、保険料の決定および年金調整を規定している。すなわち、適用範囲については、①職員保険への海港水先案内人の編入、②株式会社の重役の加入義務からの除外、③外国に勤務している職員の加入免除の可能性の拡大、保険料については、④女子の場合の保険料のあと払い、⑤年金保険の保険料の軽減とオートメーション・システムによる事務処理の導入、⑥新しい記号処理、⑦複数の職業に従事している者および職業が一定していない者の賃金控除方法の導入、⑧家内工業労働者に仕事を委託する者の保険料拠出義務、⑨保険証における保険料納付証明の改正、給付については、⑩1970年の6.35%引上げの第12次年金調整、⑪年金継承権の明確化が掲げられている。

疾病保険の改正

7月11日に疾病の場合の労働報酬の継続支給および疾病保険の法規の改正に関する法律が可決成立し、8月1日から一部施行されたが、これにより報酬限度額（強制加入限度額、総報酬限度額、保険料算定報酬限度額）および現金給付の算定基礎最高額（基本賃金、基準賃金）が改正され、またこれと関連して種々の規定が補足、またはライヒ保険法RVOに加えられた。このほか、年金受給者疾病保険における金庫の管轄権および一部の年金受給権者に対する保険料免除に関する規定が改正された。

報酬限度の引上げ

(1) 職員および自営業者の強制加入報酬限度額

8月1日より職員の強制加入報酬限度額が年間10,800マルク（900マルク）から11,880マルク（990マルク）に引上げられた。これによって、900マルクを越え990マルクまでの月給の職員も疾病保険の強制加入者となった。1970年1月1日からはこの限度額はさらに

14,400マルク（月1,200マルク）に引上げられことになっている。もちろん新たに強制加入者となった職員の場合も保険料は労使折半負担である。

自営業者（家内工業労働者、各種教師、家庭教師、芸術家、助産婦、付添看護人）についても職員と同じように強制加入所得限度額が10,800マルクから11,880マルクに引上げられた。1970年1月1日からはこれがさらに14,400マルクに引上げられる。このたびの所得限度額引上げによって、年間所得11,880マルクまでのすべての自営業者が疾病保険の強制加入者となったわけである。

(2) 加入義務の免除

強制加入報酬限度額の引上げにより強制加入者となった職員および自営業者は、民間の疾病保険事業と保険契約を結んでいることを証明した場合には、加入義務を免除される。この場合、その保険契約は、被扶養者にも給付が支給されるものでなければならない。また、給付の種類、内容とも公的疾病保険の場合と同じでなければならない。さらに、保険契約が8月1日前に行なわれていなければな

らない。そして8月1日にすでに強制加入報酬限度額引上げのため加入義務が発生していなければならない。したがって、その後にはじめて10,800～11,880マルクの報酬を得た職員または自営業者は加入義務を免除されない。

加入義務の免除は、加入義務者の申出に基づいて決定される。一度決定された加入義務の免除は、取消すことができない。

(3) 任意加入報酬限度額の引上げ

任意加入報酬限度額も10,800マルクから11,880マルクに引上げられた。これによって、年間総報酬が10,800マルクを越え11,880マルクまでの保険加入資格者（加入免除の被用者、事業を手伝っている事業主の家族）も公的疾病保険の任意加入者となった。1970年1月1日からは任意加入報酬限度額も14,400マルクになる。

(4) 保険料算定報酬限度額の引上げ

職員の強制加入報酬限度額の引上げに伴ない、すべての被保険者グループ（労働者、職員、自営業者および任意加入者）のための保険料算定報酬限度額が引上げられた。すなわち、それは月990マルク（週231マルク、1日

46.20マルク）となった。

(5) 紙付算定基礎限度額の引上げ

現金給付の算定基礎限度額も990マルクに引上げられた。

年金受給者疾病保険における 疾病金庫の管轄権

年金受給者に対する疾病金庫の管轄に関する諸規定がライヒ保険法RVO第257条aに総括された。この規定は、(1)原則として年金受給者は、年金受給者疾病保険加入前最後に被保険者として加入していた疾病金庫に属する。(2)どの疾病金庫にも加入していなかった年金受給者は、居住地区の地区疾病金庫に属する。もし居住地区に地区疾病金庫がない場合には、年金受給者はその居住地区を管轄する州疾病金庫に属することを定めている。しかし、年金受給者は一定の条件のもとに法律に決められている管轄疾病金庫以外の疾病金庫を選ぶことができるようになっている。

年金受給権者に対する保険料免除

ライヒ保険法RVO第381条第3項により、年金申請中の年金受給権者は、年金申請日

から裁判日まで保険料の全額をとりあえず単独負担することになっている。そして、年金が裁定された場合には、年金保険の保険者によって年金申請日以降の保険料が管轄の疾病金庫に支払われ、同疾病金庫から年金受給者に対して同保険料の返還が行なわれることになっている。

原則として年金受給権者は保険料拠出義務があるが、死亡した年金受給者の配偶者および子は例外となっている。すなわち、これらの遺族は、年金申請の時点ですでに遺族年金の裁定が確定的なので、保険料を支払う必要がないということになっている。

8月1日からは家族療養給付の受給資格を有する年金受給権者も保険料が免除されることになった。

Das 3. Rentenversicherungs-Änderungsgesetz und Änderungen des Krankenversicherungsrechts zum 1. 8. 1969, Selbstverwaltung der Ortskrankenkassen, 8/9, 1969, ss. 191～201.

（石本忠義 健保連）